

第 47 回

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢



10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大について

平成 28 年 10 月から施行された短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大の意義は、被用者で国民年金・国民健康保険に加入している者に対し、厚生年金保険や健康保険による保障を確保し、その社会保障の機能を強化することとされています。

本年 10 月から従業員数 101 人～500 人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。更に、令和 6 年 10 月からは 51 人～100 人の企業で働くパート・アルバイトに新たに社会保険の適用となります。次の要件早見表をご参照いただきながら改正の概要をお示しいたします。但し、任意特定適用事業所の説明は省略させていただきます。

対 象	要 件	平成 28 年 10 月～	令和 4 年 10 月改正	令和 6 年 10 月改正
事業所	事業所規模	常時 500 人超	常時 100 人超	常時 50 人超
短 時 間 働 者	労働時間	週 20 時間以上	変更なし	変更なし
	賃 金	月額 88,000 円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	1 年以上雇用見込	2 箇月超える雇用見込	2 箇月超える雇用見込
	適用除外	学生でないこと	変更なし	変更なし

1. 現行の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用（用語※ 1, 2 と一定の要件）

平成 28 年 10 月から特定適用事業所（※ 1）で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が、一定の要件（※ 2）を満たすことで健康保険・厚生年金保険の被保険者になります。

（※ 1）特定適用事業所とは、事業主が同一（※）である一または二以上の適用事業所で、被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 500 人を超える事業所

（※ 2）「事業主が同一」である適用事業所とは、①法人事業所で、法人番号が同一の適用事業所、②個人事業所（人格なき社団等を含む）で、現在の適用事業所

（要件）短時間労働者が被保険者となる一定の要件とは、

- ① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること
- ③ 賃金の月額が 88,000 円以上であること（但し、次の賃金は算入しない）
 - ・臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
 - ・賞与等の 1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ・時間外労働に対して支払われる賃金（休日、深夜労働の割増賃金）
 - ・最低賃金から除外される賃金（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当）
- ④ 学生でないこと
 - ・卒業した後も引き続き、当該事業所で勤務することが決まっている者
 - ・休学中や、定時制課程及び通信制課程等に在学する者
 - ・学生であっても適用事業所で勤務し 4 分の 3 基準を満たす場合は被保険者

2. 令和 4 年 10 月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

* 令和 4 年 10 月からの改正

特定適用事業所の要件

・被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 100 人を超える事業所
 ※従業員数の数え方：労働者数は現在の厚生年金保険の適用対象者です。
 短時間労働者の適用要件

・雇用期間が 2 カ月を超えて見込まれること（通常の被保険者と同じ）

* 令和 6 年 10 月からの改正

特定適用事業所の要件

・被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時 50 人を超える事業所
 ※短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用要件についての変更はありません。

3. 必要な手続き

- ①新たに被保険者となる短時間労働者の把握
- ②従業員への説明
- ③令和 4 年 10 月以降の資格取得届の準備（10 月から資格取得の届出が必要）

参考文献： 日本年金機構のホームページ

【参考資料】

日本年金機構「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q & A 集」
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.files/QA0410.pdf>